

別紙

大和川左岸（三宝）地区 使用収益開始ガイドブック

各種申請様式

令和 8 年 7 月

以下ホームページにも様式データを添付しています。
「UR 都市機構 大和川左岸（三宝）土地区画整理事業」
(<https://www.ur-net.go.jp/produce/case/sakai-sambo/index.html>)



独立行政法人 都市再生機構
西日本支社 堺都市再生事務所

——— 街に、ルネッサンス ———



UR

UR都市機構

目 次

① 土地区画整理法第76条の許可申請

【様式】

- ・ 土地区画整理法第76条の規定による許可申請書
- ・ 委任状（法76条申請用）
- ・ 土地使用承諾書（法76条申請用）

【説明資料】

- ・ 法76条申請許可申請流れ・必要書類・記入例

② 隣接者情報提供

【様式】

- ・ 隣接仮換地所有者の連絡先に係る情報提供願
- ・ 隣接仮換地所有者の連絡先に係る情報提供に関する誓約同意書

③ 仮換地変更（分割）

【様式】

- ・ 仮換地変更（分割）協議書
- ・ 仮換地変更（分割）願

【説明資料】

- ・ 仮換地変更（分割）の手続きについて

④ その他申請書等

- ・ 仮換地証明願
- ・ 底地番証明願
- ・ 情報提供申請書
- ・ 仮換地合併願
- ・ 画地点座標値等交付申請書
- ・ 所有権移転届出書
- ・ 住所・氏名 変更届出書
- ・ 相続届出書
- ・ 委任状（様式例）⇒委任事項をご記入の上②③④の申請にお使い下さい。

※申請される際のご注意

1. 代理人の方に委任される場合は、必ず委任状（様式は問いませんが様式例を載せております）を添付してください。
2. 現在の土地所有状況を証するもの（土地登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）等）の写しをご用意願います。（インターネット取得の土地登記情報でも可）

① 土地区画整理法第76条の許可申請
【様式】

土地区画整理法第 7 6 条の規定による許可申請書（正・副）

堺市長殿

令和 年 月 日

住所

申請者

氏名

印

申請位置	(街区 画地)		
事業の名称	土地区画整理事業	敷地面積	m ²
建築物	新築・増築・改築	工作物	新設・増設・改設
用途及び棟数		種別	
構造及び階数		構造	
建築面積	m ²	工事面積	m ²
延床面積	m ²		
土地の形質の変更		物件の設置・たい積	
工種	盛土・切土・その他 ()	名称	
概要	GL m m ³	概要	重量 t 高さ m
工事予定期間	許可日より 年 月 日まで	連絡者氏名	
		電話	

堺市受付欄	堺建安 第 R ー 号
施行者受付欄	
令和 年 月 日	
堺市長	
条件	

(教 示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、堺市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、堺市を被告として(訴訟において堺市を代表する者は堺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

委任状

住所
私儀
氏名
電話
を代理人
印

と定め下記に関する権限を委任いたします。

記

(委任事項)

土地区画整理法第76条の許可申請及び願出の申請手続き・訂正・受領の件

令和 年 月 日

住 所

氏 名



- (注) 1 委任事項を破棄した場合は、必ず文書で届け出ること。
2 委任者の印は、申請書の印と同じであること。

土地 使用 承諾 書

土地使用者

住 所

氏 名

⑩

上記の者が、私有地の下記の土地で、建築行為等に伴う
土地使用することを承諾します。

記

従 前 地 : _____

仮 換 地 : _____ 街区 _____ 画地 _____

敷地面積 : _____ m²

用 途 : _____

令和 年 月 日

土地所有者

住 所

氏 名

⑩

① 土地区画整理法第76条の許可申請

【説明資料】

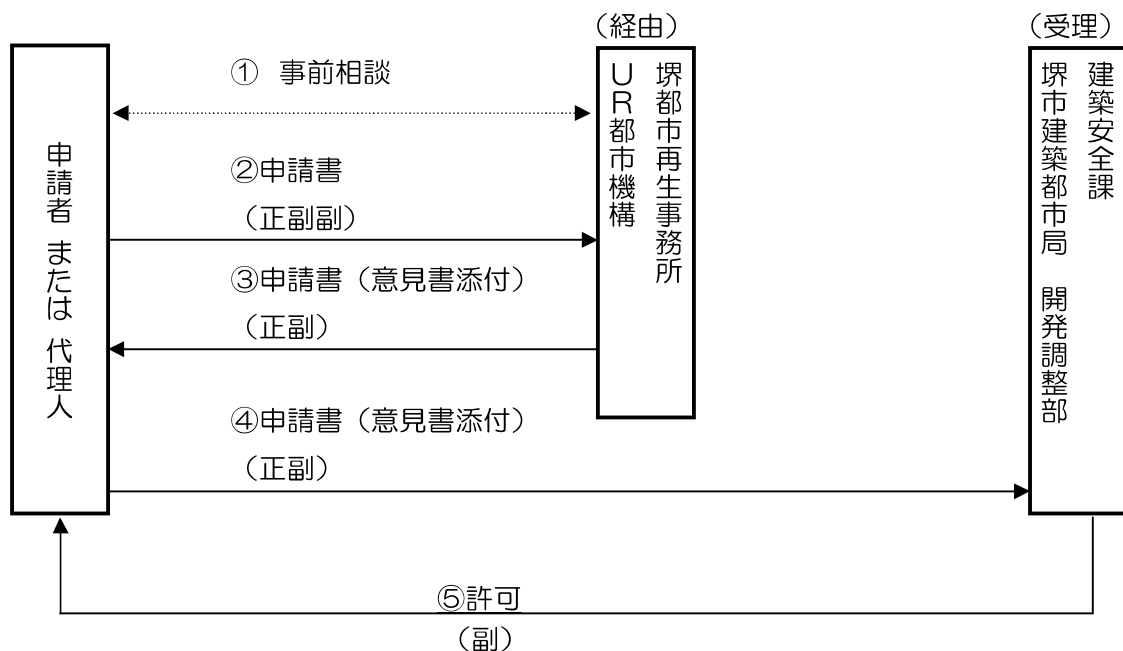
大和川左岸（三宝）地区 土地区画整理事業第76条の許可申請の流れ

- 当地区において、土地区画整理事業の事業計画認可の公告日の翌日から換地処分公告日までに行う場合は、土地区画整理事業法第76条第1項の規定に基づき、堺市長の許可が必要です。申請にあたっては、事前に UR 都市機構に相談ください。

1. 土地形質の変更（切土・盛土）
 2. 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築
 3. 重量5トンを超える移動の容易でない物件の設置若しくはたい積

- 申請書は、堺市ホームページから入手できます。また UR 都市機構にも用意しています。

- 申請手続き順序（事務処理日数は各々10日程度を目途とする。）



※申請手続きを代理人に委任する場合は、委任状が必要です。

※事前相談は、土地区画整理事業施行者である UR 都市機構が区域内における建築行為等に対して、事業を行う上で支障があるのかどうか意見を述べるためのものです。実際の建築確認については、従来通り堺市の建築安全課で行います。

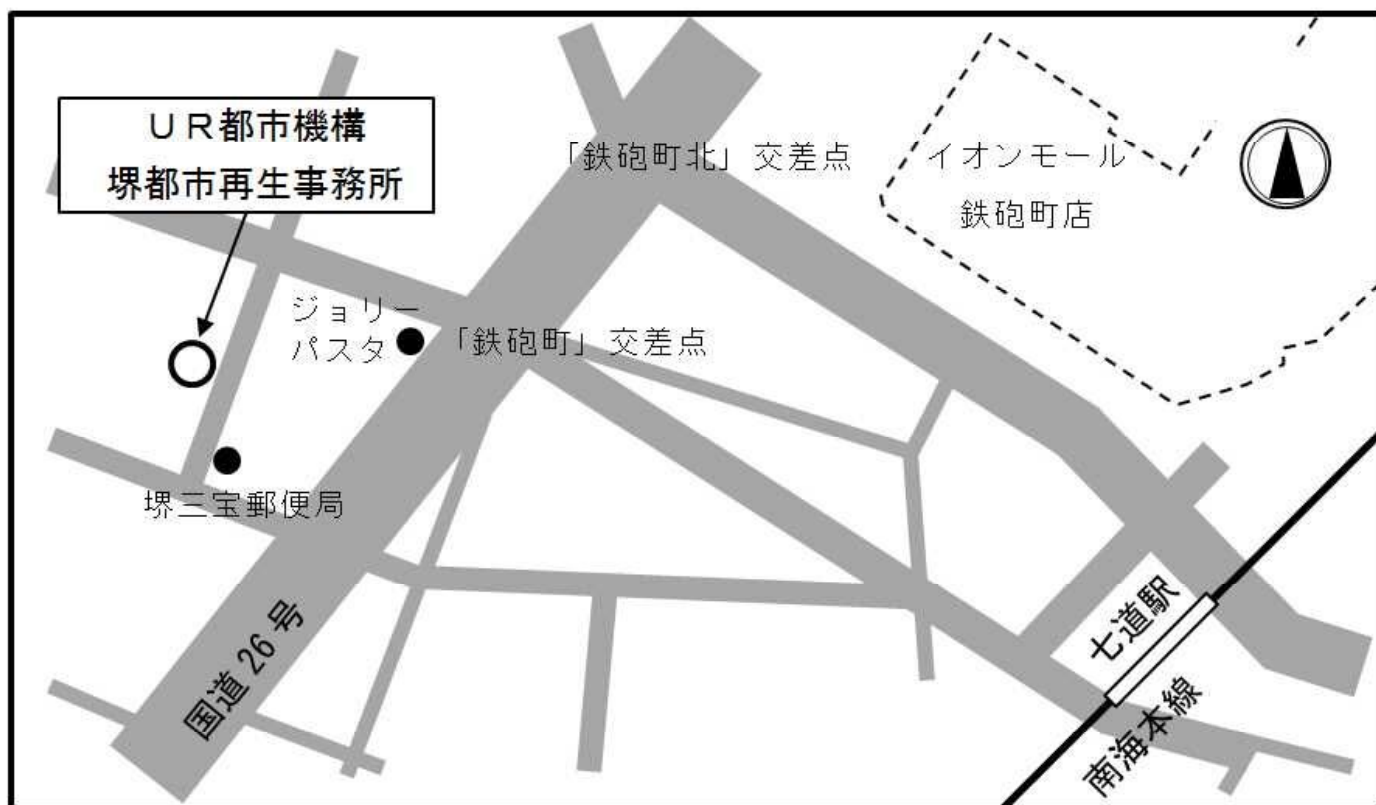
- 連絡・問い合わせ先

独立行政法人都市再生機構 堺都市再生事務所

〒590-0906 堺市堺区三宝町4丁274番地2

072-282-7722

UR都市機構 堺都市再生事務所案内図



南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業

土地区画整理法第76条申請添付図書

○ 提出部数 正・副・副（施行者用）各1部

○ は必要書類

書 類 名		事 項	
①	許可申請書	堺市には2部（正・副）・UR都市機構には1部（副）を提出。 印は建築確認申請書と同一のもの。	
②	委任状	委任者印は申請印と同一のもの 受任者印必要。	
3	施行者意見書	UR都市機構が発行。 決裁後に発行	
④	付近見取図	1 / 2 5 0 0 申請地を着色し、引き出し線で「申請地」を記入 申請地	
⑤	仮換地位置図	仮換地指定通知書又は仮換地証明書の位置図を使用。 （仮換地指定通知書の場合は写し）	
⑥	仮換地指定通知（写） 又は、仮換地証明書	仮換地指定通知書の写し 及び、「使用収益開始日の通知」がある場合はその調書 又は、仮換地証明書（UR都市機構が発行。）	
⑦	仮換地指定図（写） 又は、仮換地図	仮換地指定通知書の図面 「使用収益開始日の通知」がある場合はその仮換地指定図(小数点以下2桁表示) 又は、仮換地証明書の図面を使用。	
⑧	底地番証明書及び底地重ね図	UR都市機構が発行。 （別途、底地番証明願の届出が必要。）	
⑨	土地使用承諾書	申請地が借地の場合に添付。 (1)建築主が土地所有者以外の場合に必要	
⑩	土地登記簿謄本	3ヶ月以内のもの。	
⑪	建物等の設置並びに土地の形質変更について回答書（写）	阪神高速道路(株)と区分地上権設定地における建物等の設置並びに土地の形質変更について協議した時の阪神高速道路(株)からの回答書 (2)この書類は阪神高速道路上に換地を受けられる方のみ必要とする。	
⑫	占用許可書	申請に係る行為が占用許可を必要とする場合に添付。 (3)URが施工する供給処理施設以外に申請者側で新たに供給処理施設施工を行なう場合に必要	
求積図 (建築面積・延床面積)		添 付 図 書	
建 築 物	工 作 物	土地の形質の変更	物件の設置・堆積
配置図 1 / 1 0 0 (方位を示すこと)	基礎含めて高さ2m未満は添付不要	無い場合は添付不要	無い場合は添付不要
各階平面図	敷地平面図	敷地平面図	敷地平面図
立面図（2面）	構造図	断面図	物件に係る図面
給排水図	断面図	切盛計算表	堆積計算表
求積図			

土地区画整理法第76条の規定による許可申請書（正・副）

この日付は空けておいてください。

堺市長 殿

令和 年 月 日

工作物・土地の形質の変更・物件の設置・たい積については該当しなければ空白

住所
申請者

建築主が所有者以外の場合⇒
「土地使用承諾書」を要添付

(建築主)
氏名 所有者 (A)印

申請位置	堺市堺区〇〇〇丁〇〇-〇〇（従前地）、堺市堺区〇〇〇丁〇〇-〇〇（底地）（ 〇〇街区 〇 画地）		
事業の名称	大和川左岸（三宝）土地区画整理事業	敷地面積	〇〇〇.〇〇㎡
建築物	新築・増築・改築	工作物	新設・増設・改設
用途及び棟数	専用住宅 1棟	種別	擁壁
構造及び階数	木造 2階建	構造	L型 H=2.0m L=20.0m
建築面積	〇〇〇.〇〇㎡	工事面積	〇〇〇.〇〇㎡
延床面積	〇〇〇.〇〇㎡		
土地の形質の変更		物件の設置・たい積	
工種	盛土・切土・その他（ ）	名称	建築発生残土
概要	GL 1.0 m 30.0 m³	概要	重量 50.0 t 高さ 0.5m
工事予定期間	許可日より〇〇年〇〇月〇〇日まで	連絡者氏名	本人 or 代理人
		電話	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

無ければ未記入とする。

堺建安第 R 号

基礎を含めて2m未満の場合は未記入とする。

無ければ未記入とする。

施行者受付欄

令和 年 月 日

堺市長

条件

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、堺市を被告として（訴訟において堺市を代表する者は堺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

委任状

住所
私儀
氏名
代理人
印
電話

と定め下記に関する権限を委任いたします。

記

(委任事項)

土地区画整理法第76条の許可申請及び願出の申請手続き・訂正・受領の件

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(建築主)

所 有 者

Ⓐ印

又は「土地使用承諾書」の土地使用者

- (注) 1 委任事項を破棄した場合は、必ず文書で届け出ること。
2 委任者の印は、申請書の印と同じであること。

○土地区画整理法第 76 条の規定による許可申請書の記入方法

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業 令和 5 年 4 月現在

申請日	施行者が受付した日を記入してください。
申請者名	建築主等が申請者となります。 なお、法人の場合は、法人名、代表者名及び住所を記入し、代表者印を押印してください。
申請位置	仮換地の底地番（底地番証明書参照）を記入してください。 また画地の一部を使用する場合は、「〇〇街区〇〇画地の一部」と記入してください。
事業の名称	大和川左岸（三宝）土地区画整理事業と記入してください。
敷地面積	建築行為等で必要な面積を記入してください。（基本仮換地面積を記入） ※ただし、画地の一部を使用する場合は、仮換地面積ではなく使用する面積になります。 例）仮換地面積が 100.00 m ² としても使用する面積が 50.00 m ² であれば 50.00 m ² と記入してください。 （配置図等に面積計算表を添付してください。）
建築物	
建築物	新築・増築・改築の該当箇所を囲んでください。
用途及び棟数	例）「専用住宅 1 棟」と記入してください。
構造及び階数	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等を記入してください。 例）「木造 2 階建」と記入してください。
建築面積 延床面積	小数点以下 2 位表示
工作物	
工作物	新設・増設・改設の該当箇所を囲んでください。
種別	擁壁・ブロック塀・フェンス【基礎を含め 2m 以上（※この条件は従前地を除く）】、看板等を記入してください。 なお、記入種別については、堺市建築都市局開発調整部建築安全課へ確認してください。 全て記入できない場合は、「別添図面のとおり」と記入し、工作物の関連図面に「工作物一覧表」を添付してください。
構造	名称、寸法・形状及び数量を記入してください。 全て記入できない場合は、「別添図面のとおり」と記入し、工作物の関連図面に「工作物一覧表」を添付してください。
工事面積	敷地面積に記入された面積を記入してください。

土地の形質の変更	
工種	盛土・切土・その他の該当箇所を囲んでください。 また、盛土・切土以外の工種があればその他の括弧内にその工種を記入してください。 なお、その他の工種については、<u>堺市建築都市局開発調整部建築安全課</u>へ確認してください。 例) 月極駐車場整備に伴うアスファルト舗装を施工する場合
概要	GLについては、最大値を記入してください。 切盛計算表等で計算された切土量・盛土量を記載してください。
物件の設置・たい積	
名称	重量5トンを超える移動の容易でない物件の設置若しくはたい積をする場合は記入してください。 例)「建設発生残土」
概要	物件の設置若しくはたい積されるものの重量と高さを記入してください。 例)「重量 50 t、高さ 0.5m」
工事予定期間	工事が完了する予定期日を記入してください。
連絡者	連絡者の氏名、電話番号を記入してください。 ※委任されている場合は、代理人の氏名、電話番号を記入してください。

※上記記入方法はあくまでも参考であり、詳細については、堺市建築都市局開発調整部建築安全課へ確認してください。

② 隣接者情報提供

隣接仮換地所有者の連絡先に係る情報提供願

独立行政法人都市再生機構西日本支社

堺都市再生事務所長 殿

貴機構施行の南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業地区内に申請者が所有する仮換地において、下記の目的に使用するため、別紙書類「隣接仮換地所有者の連絡先に係る情報提供に関する誓約同意書」のとおり、貴機構の定める事項を遵守することを誓約し、かつ、諸事項に同意致しますので、当該仮換地の隣接権利者の氏名及び連絡先(電話番号)を教示頂くよう申請いたします。

記

- 1.当該申請仮換地位置 _____ 街区 _____ 画地 _____
- 2.必要とする隣接仮換地 _____ 画地 _____
- 3.使用目的 _____

- 4.本申請添付書類等 _____
- 5.法 76 条申請受付番号 _____

令和 年 月 日

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(TEL — —)

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(TEL — —)

(注意事項)

- (1) 本申請は「個人情報の保護に関する法律」に抵触することから、その使用目的が明確に判断しうるものに限定しており、その事実確認のために法第 76 条申請許可申請書・その他、必要性を証する行政機関からの書面・状況が把握できる写真等の添付書類の提出を条件とするものです。
- (2) 使用目的が明確でなく不明瞭であると判断した場合には、情報開示願は却下しますのでご了承願います。
- (3) 隣接地権者の同意が得られない場合は、使用目的の如何にかかわらず情報開示することができません。
- (4) 申請・受領に係る手続きが代理人による場合は、代理人を証する書面（委任状等）を添付してください。

隣接仮換地所有者の連絡先に係る情報提供に関する

誓約同意書

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

① 本申請の結果、貴殿機構から入手した情報については、

申請目的（
）

以外には使用致しません。

② 本申請に基づき貴機構から申請者へ教示された内容について、上記以外の使用をしたことにより、貴機構に対して隣接権利者等から異議・求償等がなされた場合は申請者の責において全て処理し、貴機構に一切の迷惑をかけません。

③ 貴機構が隣接権利者に情報提供の同意確認を行う際に、本申請者及び代理人の氏名と連絡先（電話番号）を隣接権利者に教示することに同意致します。

又、隣接権利者の同意が得られない場合は、使用目的の如何に関わらず、貴機構からの情報開示がなされないことを了承致します。

令和 年 月 日

（申請者） 住 所

氏 名

（TEL — — ）

（代理人） 住 所

氏 名

（TEL — — ）

（注意事項）

（1）本誓約同意書には、申請者及び代理人の自署名と捺印をお願いします。

③ 仮換地変更（分割）

【様式】

令和 年 月 日

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業
独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

(申請者)
土地所有者
住 所

氏 名 (実印)

仮換地変更（分割）協議書

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内の仮換地変更（分割）を下記条件により、次表及び図面のとおりに協議願います。

記

条件

1. 仮換地の変更によって生じる各土地の評価および清算金等については都市機構の規定に従います。
2. 都市機構の実施した確定測量の結果、分割した仮換地の周囲寸法および地積等に多少の変更が生じてても異議は申立てません。
3. 仮換地の変更により分割した仮換地の間口が狭隘なるも異議を申立てません。
4. 仮換地の変更により供給管・汚水桝の増減及び歩道乗入口等に変更が生じた場合、これに関連する工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
5. 仮換地の変更によって生じる宅地造成面の変更および擁壁の撤去、新設工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
6. 仮換地の変更により土地利用上建柱が支障となる場合が生じてても自己費用において移設し都市機構に対して異議を申立てません。
7. 権利変動した場合すみやかに当事者と連名で届出るとともに本書の条件は必ず継承します。

変更（分割）表

区分	従 前 地				仮 換 地				備 考
	町 名	地 番	地 目	登記簿地積	街区番号	画地番号	地 積		
変更前								() 内は基準地積	
変更後									

※印鑑証明、最新の登記謄本(写し)、代理人が手続きを行う場合は委任状を添付すること

決 裁 欄	事業計画 課 長	事業計画課

変更(分割)図

街区

令和 年 月 日

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業
独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

土地所有者様のお名前等をご記入ください。
押印については**実印**のみ有効です。

(申請者)
土地所有者
住 所

氏 名

(実印)

仮換地変更（分割）協議書

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内の仮換地変更（分割）を下記条件により、次表及び図面のとおりに協議願います。

記

条件

- 仮換地の変更によって生じる各土地の評価および清算金等については都市機構の規定に従います。
- 都市機構の実施した確定測量の結果、分割した仮換地の周囲寸法および地積等に多少の変更が生じてても異議は申立てません。
- 仮換地の変更により分割した仮換地の間口が狭隘なるも異議を申立てません。
- 仮換地の変更により供給管・汚水桝の増減及び歩道乗入口等に変更が生じた場合、これに関連する工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
- 仮換地の変更によって生じる宅地造成面の変更および擁壁の撤去、新設工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
- 仮換地の変更により土地利用上建柱が支障となる場合が生じてても自己費用において移設し都市機構に対して異議を申立てません。
- 権利変動した場合すみやかに当事者と連名で届出るとともに本書の条件は必ず継承します。

変更（分割）表

区分	従 前 地				仮 換 地				備 考
	町 名	地 番	地 目	登記簿地積	街区番号	画地番号	地 積		
変更前				()					() 内は基準地積
変				()					
更後				()					
	以		下	余		白			
	仮換地指定通知、仮換地使用収益開始通知等を参考にご記入ください。 変更後の記載内容については、事前に都市機構までご相談ください。								
	・印鑑証明(原本) ・3か月以内発行(法務局)の土地登記事項証明書(写)またはインターネット取得の土地登記情報 ・委任状の様式は問いません。								

※印鑑証明、最新の登記謄本(写し)、代理人が手続きを行う場合は委任状を添付すること

決 裁 欄	事業計画 課 長	事業計画課

仮換地指定通知、仮換地使用収益開始通知等に記載のある街区番号を記入してください。

変更(分割)図

街区

仮換地指定通知、仮換地使用収益開始通知等に添付されてる仮換地指定図を参考にご記入ください。
詳細は都市機構までご相談ください。

令和 年 月 日

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業
独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

(申請者)
土地所有者
住 所

氏 名 (実印)

仮換地変更（分割）願

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内の仮換地変更（分割）を下記条件により、次表及び図面のとおりで願出ます。

記

条件

1. 仮換地の変更によって生じる各土地の評価および清算金等については都市機構の規定に従います。
2. 都市機構の実施した確定測量の結果、分割した仮換地の周囲寸法および地積等に多少の変更が生じても異議は申立てません。
3. 仮換地の変更により分割した仮換地の間口が狭隘なるも異議を申立てません。
4. 仮換地の変更により供給管・汚水桝の増減及び歩道乗入口等に変更が生じた場合、これに関連する工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
5. 仮換地の変更によって生じる宅地造成面の変更および擁壁の撤去、新設工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
6. 仮換地の変更により土地利用上建柱が支障となる場合が生じても自己費用において移設し都市機構に対して異議を申立てません。
7. 権利変動した場合すみやかに当事者と連名で届出るとともに本書の条件は必ず継承します。

変更（分割）表

区分	従 前 地				仮 換 地				備 考
	町 名	地 番	地 目	登記簿地積	街区番号	画地番号	地 積		
変更前								() 内は基準地積	
変更後									

※印鑑証明、最新の登記謄本(写し)、代理人が手続きを行う場合は委任状を添付すること

決 裁 欄	所長	副所長	事業調整 課 長	企画補償 課 長	工 事 課 長	事業計画 課 長	事業計画課

変更(分割)図

街区

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業
独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

土地所有者様のお名前等をご記入ください。
押印については**実印**のみ有効です。

(申請者)
土地所有者
住 所

氏 名 (実印)

仮換地変更（分割）願

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内の仮換地変更（分割）を下記条件により、次表及び図面のとおりに願出ます。

記

条件

1. 仮換地の変更によって生じる各土地の評価および清算金等については都市機構の規定に従います。
2. 都市機構の実施した確定測量の結果、分割した仮換地の周囲寸法および地積等に多少の変更が生じても異議は申立てません。
3. 仮換地の変更により分割した仮換地の間口が狭隘なるも異議を申立てません。
4. 仮換地の変更により供給管・汚水桝の増減及び歩道乗入口等に変更が生じた場合、これに関連する工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
5. 仮換地の変更によって生じる宅地造成面の変更および擁壁の撤去、新設工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
6. 仮換地の変更により土地利用上建柱が支障となる場合が生じても自己費用において移設し都市機構に対して異議を申立てません。
7. 権利変動した場合すみやかに当事者と連名で届出るとともに本書の条件は必ず継承します。

変更（分割）表									
区分	従 前 地				仮 換 地				備 考
	町 名	地 番	地 目	登記簿地積	街区番号	画地番号	地 積		
変更前				() m ²				m ²	() 内は基準地積
変更後				()					
				()					
	以		下	余		白			
	仮換地指定通知、仮換地使用収益開始通知等を参考にご記入ください。 変更後の記載内容については、事前に都市機構までご相談ください。								

決 裁 欄	所長	担当部長	所長代理	副所長	企画補償 課 長	工 事 課 長	事業計画 課 長	事業計画課

仮換地指定通知、仮換地使用収益開始通知等に記載のある街区番号を記入してください。

変更（分割）図

街区

仮換地指定通知、仮換地使用収益開始通知等に添付されてる仮換地指定図を参考にご記入ください。
詳細は都市機構までご相談ください。

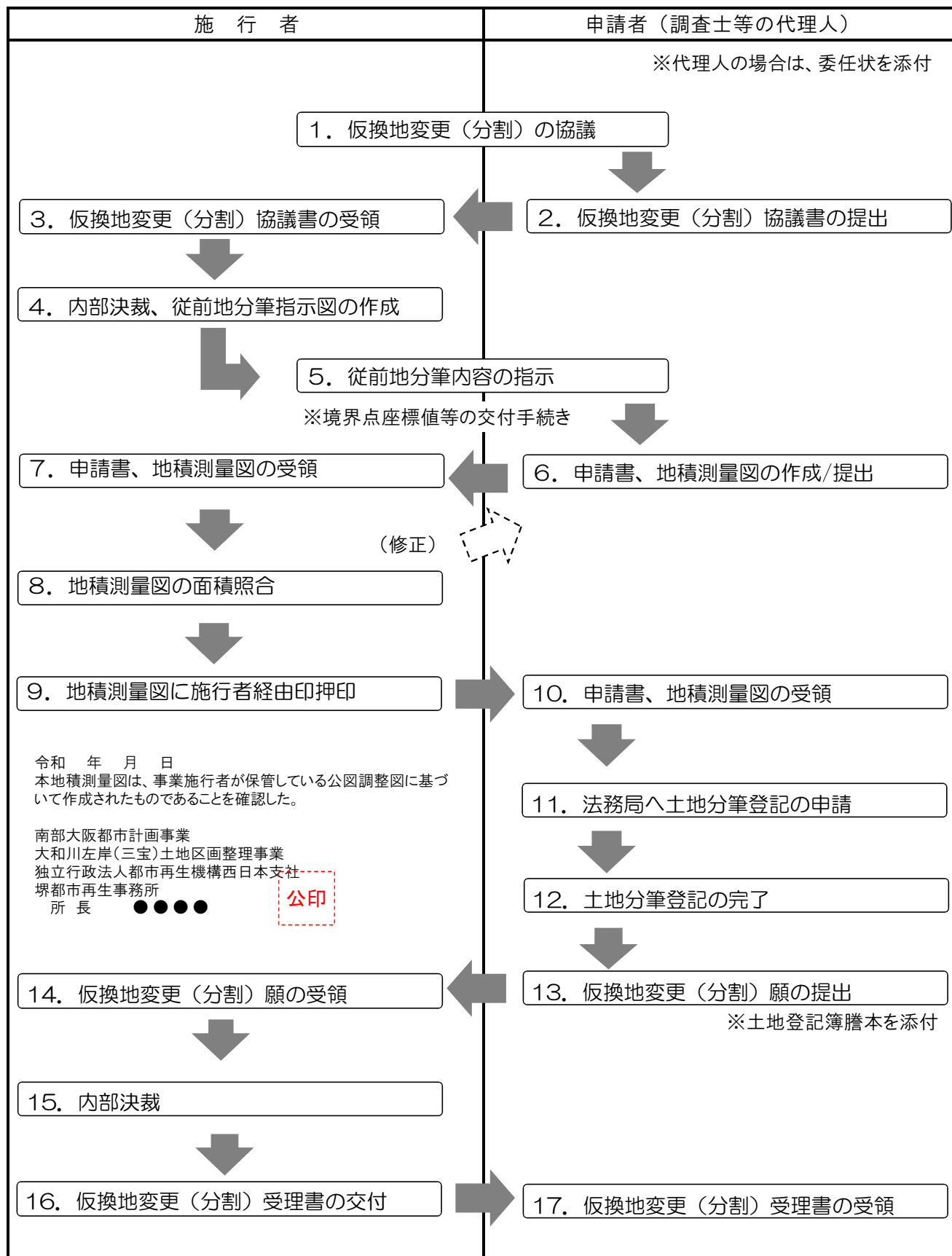
③ 仮換地変更（分割）

【説明資料】

■大和川左岸（三宝）地区仮換地変更（分割）の手続きについて

UR都市機構
堺都市再生事務所

大阪法務局堺支局との協議により、本地区の従前地分筆については、原則、機構が保有する境界座標に基づく机上分筆（現地測量、隣接同意及び公共用地明示は不要）を行い、地積測量図に当機構の経由印を押印する方法とすることで了解を得ております。（※機構の経由印のない土地分筆等登記申請は、法務局で受付されません）



注) 土地分筆登記に係る手続きや費用は、権利者の費用により行なってください。

④ その他申請書等

決 裁 欄	所長	副所長	事業調整 課 長	企画補償 課 長	工 事 課 長	事業計画 課 長	事業計画課

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

土地所有者様のお名前等をご記入ください。
押印については認め印で構いません。

(申請者) 所 有 者
住 所
氏 名 (印)
(TEL — —)

仮 換 地 証 明 願

南部大阪都市計画事業大和川左岸(三宝)土地区画整理事業施行地区内に存する私所有の下記土地について、仮換地の証明をお願いします。

記

従 前 の 土 地				仮 換 地			摘 要
町名及び字名	地番	地目	登記簿地積(m ²) (基準地積)	街区番号	画地番号	地積(m ²)	
			()				
仮換地指定通知、仮換地使用収益開始通知等を参考にご記入ください。							
仮換地証明書の使用目的をご記入ください。 例: 建築確認申請に用いるため等							
使用目的				3ヶ月以内発行(法務局)の土地登記事項証明書 (写)またはインターネット取得の土地登記情報			
補足 ① 仮換地の地積は、確定測量の結果多少の増減を生ずる場合があります。 ② 申請は原則として土地所有者が行ってください。 ③ 3ヶ月以内に発行された土地登記事項証明書(写)を添付してください。							

決 裁 欄	所長	副所長	事業調整 課長	企画補償 課長	工 課	事 長	事業計画 課長	事業計画課

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

(申請者) 所 有 者
住 所
氏 名 (印)
(TEL — —)

底 地 番 証 明 願

建物表示登記申請等に必要のため、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内に存する下記仮換地の底地番の証明をお願いします。

記

仮換地 街区 画地

必要書類

- (1) 委任状(代理人申請の場合、土地所有者(申請者)からの委任状が必要です)
- (2) 建築確認書(写)又は、申請箇所が土地所有者(申請者)と確認出来る書類。

以 上

決 裁 欄	所長	副所長	事業調整 課 長	企画補償 課 長	工 事 課 長	事業計画 課 長	事業計画課

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

堺都市再生事務所長 殿

土地所有者様のお名前等をご記入ください。

押印については認め印で構いません。

(申請者) 所 有 者

住 所

氏 名

⑩

(TEL — —)

底 地 番 証 明 願

建物表示登記申請等に必要のため、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内に存する下記仮換地の底地番の証明をお願いします。

仮換地指定通知、仮換地使用収益開始通知等を参考にご記入ください。

記

仮換地 街区 画地

・委任状の様式は問いません。

・申請箇所が土地所有者（申請者）と確認できる書類は3ヶ月以内発行（法務局）の土地登記事項証明書（写）またはインターネット取得の土地登記情報

必要書類

- (1) 委任状（代理人申請の場合、土地所有者（申請者）からの委任状が必要です）
- (2) 建築確認書（写）又は、申請箇所が土地所有者（申請者）と確認出来る書類。

以 上

情報提供申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

堺都市再生事務所長 殿

申請者	住所		
	電話番号		
	氏名		印
権利者との続柄（ ☐ 本人 ・ ☐ 利害関係人・ ☐ その他）			
権 利 関 係	物件の種類及び 所在地番	（種類） ☐ 土地 ☐ 建物等	
		（所在地番） 堺市堺区	
	権利者名		
	権利の種別	☐ 所有権 ☐ 借地権 ☐ その他の権利（ ）	
提供図書の名称		目的	方法
			閲覧・交付

※代理人による申請の場合。

別添委任状により、申請者から委任を受けたものであり、本申請書及び委任状の書類内容に虚偽はありません。

代理人氏名 _____ 印

受付日（閲覧日）	課 長	主 幹	担当者	担当者
申請者確認方法				
免許証等・名刺・面識・委任状・その他				
（記 事） 資料請求の有無 有・無 資料請求の枚数 枚				

※本提供は施行者が行う「独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律」に基づかない、任意の情報提供である。

情報提供申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

申請者	住所	申請者様のお名前等をご記入ください。 押印については認め印で構いません。 権利者との続柄は情報提供を希望する土地・建物等の権利者との関係にチェックを入れてください。 印		
	電話番号			
	氏名			
権利者との続柄 (☐ 本人 ・ ☐ 利害関係人 ・ ☐ その他)				
権利関係	物件の種類及び所在地番	(種類) ☐ 土地 ☐ 建物等	情報提供を希望する対象(土地・建物等)にチェックを入れてください。 情報提供を希望する対象(土地・建物等)の権利者名をご記入ください。 権利の種別にチェックを入れてください。	
		(所在地) 堺市堺区		
	権利者名			
	権利の種別	☐ 所有権 ☐ 借地権 ☐ その他の権利 ()		
提供図書の名称		目的	方法	
			閲覧・交付	
情報提供を希望する図書(宅地平面図(写し)、宅地品質管理台帳(写し))をご記入ください。提供を受けた資料の使用目的をご記入ください。 ご希望される情報提供の方法(閲覧もしくは交付)を選択してください。				
※代理人による申請の場合。 委任状の様式は問いません。 別添委任状により、申請者から委任を受けたものであり、本申請書及び委任状の書類内容に虚偽はありません。 代理人氏名 _____ 印				

受付日 (閲覧日)	課 長	主 幹	担当者	担当者
申請者確認方法 免許証等・名刺・面識・委任状・その他				
(記 事) 資料請求の有無 有・無 資料請求の枚数 枚				

※本提供は施行者が行う「独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律」に基づかない、任意の情報提供である。

決 裁 欄	所長	副所長	事業調整 課長	企画補償 課長	工 事 課 長	事業計画 課長	事業計画課

令和 年 月 日

仮 換 地 合 併 願

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業
独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

(申請者)
土地所有者 住所： _____

氏名： _____ (実印)

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内の仮換地合併を下記条件により、次表のとおり願出ます。

区 分	従 前 地					仮 換 地			備 考
	町名	地番	地目	登記簿地積	基準地積	街区	画地	地積	
変 更 前				m ²	m ²			m ²	
変 更 後									

条件

- 1 仮換地の合併より生じる各土地の評価及び清算金等については都市機構の規定に従います。
- 2 都市機構の実施した確定測量の結果、変更した仮換地の周囲寸法及び地積等に多少の変更が生じても異議は申立てません。
- 3 変更により宅地造成面の変更及び宅地数の増減により供給施設(上水道引込等)に変更が生じた場合は、これに関連する工事は申請者の責任において都市機構が承認する工法により自己負担で実施します。
- 4 権利変動が生じた場合は、速やかに当事者と連名で届出るとともに本書の条件は必ず継承します。

以 上

※印鑑証明、最新の登記簿本（写し）、代理人が手続きを行う場合は委任状を添付すること

決 裁 欄	所長	副所長	事業調整 課 長	企画補償 課 長	工 事 課 長	事業計画 課 長	事業計画課

令和 年 月 日

仮 換 地 合 併 願

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業
独立行政法人都市再生機構西日本支社
堺都市再生事務所長 殿

土地所有者様のお名前等をご記入ください。
押印については実印のみ有効です。

（申請者）

土地所有者 住所：_____

氏名：_____（実印）

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業施行地区内の仮換地合併を下記条件により、次表のとおり願出ます。

区 分	従 前 地					仮 換 地			備 考
	町 名	地 番	地目	登記簿地積	基準地積	街区	画地	地 積	
変 更 前				m ²	m ²			m ²	
変 更 後									

仮換地指定通知、仮換地使用収益開始通知等を参考にご記入ください。
変更後の記載内容については、事前に都市機構までご相談ください。

記

条件

1 仮換地の合併より生じる各土地の評価及び清算金等については都市機構の規定に従います。

2 都市機構は申立

3 変更に関連

4 権利変

・印鑑証明（原本）

・3 か月以内発行（法務局）の土地登記事項証明書（写）またはインターネット取得の土地

登記情報

・委任状の様式は問いません。

※印鑑証明、最新の登記簿本（写し）、代理人が手続きを行う場合は委任状を添付すること

以 上

決 裁 欄	所長	副所長	事業調整 課 長	企画補償 課 長	工 事 課 長	事業計画 課 長	事業計画課

画地点座標値等交付申請書

独立行政法人都市再生機構西日本支社

堺都市再生事務所長 殿

建築設計等の参考資料として、以下の資料の交付を申請します。

土地の所在

(仮換地)

街区

画地

令和 年 月 日

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(TEL — —)

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(TEL — —)

(注意事項)

- (1) 本申請は「個人情報の保護に関する法律」に抵触することから、当該土地の地権者（土地所有者、譲受人、賃借人等）のみ申請できます。
- (2) そのため、地権者であることを証する書面として3ヶ月以内発行の登記簿（土地登記簿謄本、土地登記情報）、売買契約書、賃貸借契約書等のいずれかを添付してください。
- (3) 申請受領に係る手続きが代理人による場合は、代理権を証する書面（委任状）を添付してください。

別記様式7(ロ)

所有権移転届出書

令和 年 月 日

新所有者	住 所			
	生年月日		性別	
	氏 名	⑩		
旧所有者	住 所			
	生年月日		性別	
	氏 名	⑩		

独立行政法人都市再生機構西日本支社長 殿

下記の土地について令和 年 月 日所有移転登記をしましたので届出
ます。

記

1 移転対象土地

令和 年 月 日土地登記簿記載事項								
区分	町名	地番	地目	地 積		沿革	事 由	土地所有者の住所氏名
所有権 移転前				m ²				
所有権 移転後	〃	〃	〃	〃	〃		〃	

2 分筆見取図

備考

- 1 この届出には所有権の移転を証する書面（土地登記事項証明書（土地登記簿謄本を含む。）又は登記済証写し）を提示してください。
- 2 土地所有権が法人であるときは「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」及び「性別」欄には記載しないでください。
- 3 土地登記簿記載事項中「沿革」欄には分筆して所有権の移転のあった場合に限り「何番から分筆」と記入し、「事由」欄には登記原因（売買、贈与、相続、競落等）を記入して下さい。
- 4 分筆して所有権の移転がなされたときは、分筆見取図に分筆前の土地の図面を書きこれに分筆線（朱書き）をいれ、周囲の距離か、又は地番境から、分筆線までの距離を書き入れてください。この場合、必ず方位を入れてください。
- 5 記載に際しては、必ず墨又はインクを使用してください。
- 6 この届出書には印鑑登録証明書の添付はありません。

住所
氏名 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

変更後の住所または氏名			
変更前の住所または氏名			
生 年 月 日		性別	
氏 名	印		

独立行政法人都市再生機構西日本支社長 殿

下記の土地又は土地について存する権利の所有者である私の住所氏名を変更しましたので、届け出ます。

記

町 名	地 番	権利の種別	摘 要

備考

- この届出書には、住所又は氏名の変更を証する市区町村長の証明書を添付してください。
- 届出人が法人であるときは、「住所」「氏名」欄にはその法人の主たる事務所の所在地、法人の名称を記載し、「生年月日」「性別」欄には記載しないでください。
- 記には届出人がその地区において所有する土地、借地権又は借地権以外の権利について全部記載してください。
- 「権利の種別」欄には、所有権、地上権、賃借権の区別を書いてください。
- 土地が土地区画整理法第 100 条の 2 の規定により施行者が管理する宅地（保留地予定地等）又はその部分である場合には、記の「町名」欄には「街区番号」、「地番」欄には「画地番号」を記載してください。

相 続 届 出 書

令和 年 月 日

被相続人	住 所					
	ふりがな					
	氏 名					
相 続 人	住 所					
	生年月日		性別		職業	
	ふりがな					
	氏 名	㊞				
相 続 人	住 所					
	生年月日		性別		職業	
	ふりがな					
	氏 名	㊞				
相 続 人	住 所					
	生年月日		性別		職業	
	ふりがな					
	氏 名	㊞				

下記の土地について令和 年 月 日 所有 借地 権を相続したので、別紙書類を添えて届出します。

南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業
施行者 独立行政法人都市再生機構
西日本支社長 殿

土地登記簿登載事項又は、被相続人が申告した土地				
町 名	地 番	地 目	地 積	被相続人住所氏名

(注) 1 相続人が多数で全員が記載できないときは、別紙を貼って記入し、その用紙とこの届出書の貼り合せた箇所に相続人が押印してください。

2 この届出書には、相続開始の時期により次に掲げる相続を証する書類を添付してください。

(1) 家督相続の場合は、相続人の戸籍抄本

(2) 遺産相続の場合は、被相続人の除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

(3) 現行民法による相続の場合は、被相続人の除籍謄本及び相続人の戸籍謄本

委任状

(代理人)

住 所

私儀

を代理人

氏 名

印

電話

と定め下記に関する権限を委任いたします。

記

(委任事項)

令和 年 月 日

(土地所有者)

住 所

氏 名

印

- (注) 1 委任事項を破棄した場合は、必ず文書で届け出ること。
2 委任者又は受任者の印は、申請書の印と同じであること。

委任状

(代理人)

住 所

私儀

を代理人

氏 名

印

電話

と定め下記に関する権限を委任いたします。

代理人の住所・氏名・電話番号をご記入ください。
印は認め印で結構です。

記

委任事項をご記入ください。

(委任事項)

(例)・仮換地に関する一切の書類申請
(証明書類、情報公開資料、その他申請書類)

令和 年 月 日

(土地所有者)

住 所

氏 名

印

委任の日付と従前地土地所有者の住所、氏名をご記入ください。
印は認印で結構です。

- (注) 1 委任事項を破棄した場合は、必ず文書で届け出ること。
2 委任者又は受任者の印は、申請書の印と同じであること。